



# 和歌山市公報

令和7年（2025年） 7月1日  
第1802号発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目 次

### 【条 例】

| 番号 |                                                                              | ページ |
|----|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 24 | 和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・（人事課）                                   | 3   |
| 25 | 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・（人事課）                                     | 5   |
| 26 | 和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民課）                                    | 7   |
| 27 | 和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保健対策課） | 8   |
| 28 | 和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（観光課）                                     | 9   |
| 29 | 和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）  | 10  |

### 【規 則】

|    |                                                                          |    |
|----|--------------------------------------------------------------------------|----|
| 53 | 和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則・（行政経営課）                              | 11 |
| 54 | 和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則・・（保健対策課）                              | 12 |
| 55 | 市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則・・・・（総務課）                                  | 13 |
| 56 | 和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保健対策課） | 14 |
| 57 | 和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・（観光課）                                 | 15 |

### 【訓 令】

|   |                                          |    |
|---|------------------------------------------|----|
| 7 | 和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・（行政経営課） | 16 |
|---|------------------------------------------|----|

### 【告 示】

|     |                                                                                                              |    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 220 | 身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）                                                                 | 17 |
| 221 | 特定施設の設置についての事前評価に関する書面の縦覧・・・・・・・・・・（環境政策課）                                                                   | 18 |
| 222 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                                                               | 20 |
| 223 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                                                               | 21 |
| 224 | 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                                                                 | 22 |
| 225 | 公示送達（令和7年度随時第1期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・（介護保険課）                                                                    | 23 |
| 226 | 特定計量器定期検査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）                                                              | 24 |
| 227 | 公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・（保険総務課）                                                                    | 28 |
| 228 | 公示送達（令和6年度及び令和7年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、令和6年度固定資産税・都市計画税督促状並びに令和6年度軽自動車税（種別割）督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課） | 29 |
| 229 | 公示送達（令和6年度及び令和7年度国民健康保険料納入通知書並びに令和6年度国民健康保険料更生通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）                                  | 30 |
| 230 | 道路区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                                                                     | 31 |
| 231 | 令和7年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）                                                                  | 32 |

|                                                                        |          |    |
|------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 232 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく定期健康診断に伴う補助金の基準単価・・・・・・・・・・・・・・・・ | （保健対策課）  | 33 |
| 233 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・                                 | （障害者支援課） | 34 |

## 【 公 告 】

|                                |         |    |
|--------------------------------|---------|----|
| ○ 変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧・・・・・・・・ | （農林水産課） | 35 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・        | （都市計画課） | 36 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・        | （都市計画課） | 37 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・        | （都市計画課） | 38 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・        | （都市計画課） | 39 |

## 【 選挙管理委員会告示 】

|                                                                               |              |    |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------|----|
| 31 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・                                                         | （選挙管理委員会事務局） | 40 |
| 32 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・                                                         | （選挙管理委員会事務局） | 41 |
| 33 参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所・・・・・・・・                                          | （選挙管理委員会事務局） | 42 |
| 34 参議院議員通常選挙における各投票区の投票所・・・・・・・・                                              | （選挙管理委員会事務局） | 43 |
| 35 参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げ・・・・・・・・                                          | （選挙管理委員会事務局） | 44 |
| 36 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任・・・・・・・・                                     | （選挙管理委員会事務局） | 45 |
| 37 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任・・・・・・・・                                     | （選挙管理委員会事務局） | 46 |
| 38 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者・・                                       | （選挙管理委員会事務局） | 47 |
| 39 和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成 6 年選挙管理委員会告示第 81 号）の一部を改正する規程・・ | （選挙管理委員会事務局） | 48 |

和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 和歌山市条例第 24 号

和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 1 条 和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 24 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 25 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 25 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- （1）1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2）第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 25 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間）

第 25 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （1）非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分
- （2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間  
（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 25 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測するこ

とができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（第 27 条において「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 26 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 27 条中「第 14 条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第 19 条第 6 項において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。」に改める。

（和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 1 号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 16 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項第 1 号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例第 25 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 和歌山市条例第 25 号

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項」を「第 17 条の 3 第 1 項」に改める。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とする。

第 17 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）第 28 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）和歌山市職員の育児休業等に関する条例第 28 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。



和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 和歌山市条例第 26 号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例（昭和 47 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 12 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「、当該申請が」を「当該申請が」に、「の上」を「し、前項の申請によるときは個人番号カード用利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと及び電子利用者証明（公的個人認証法第 2 条第 2 項に規定する電子利用者証明をいう。）が有効になされたことも確認し」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。第 16 条第 3 号において同じ。）が記録されたものをいう。次条及び第 16 条第 2 号において同じ。）を印鑑登録証明書交付申請書に添え、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

第 13 条中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下この条において「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている」及び「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）」を削る。

第 14 条中「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

第 16 条第 2 号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3）個人番号カード用利用者証明用電子証明書が失効しているとき。

（4）第 12 条第 2 項の規定による申請において、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者が、印鑑登録者本人でないとき。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項については、この条例による改正後の第 5 条及び第 14 条の規定にかかわらず、地方公共団体情報システムの標準化（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）の実施作業の完了に時間を要する場合に限り、その間、なお従前の例によることができる。

（令和 7 年 7 月 1 日掲示済）

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

#### 和歌山市条例第 27 号

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例（平成 28 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

|               |                                                |                 |           |
|---------------|------------------------------------------------|-----------------|-----------|
| チューブ型包帯（1 年分） | 皮膚疾患群にり患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある状態 | 外力から皮膚を保護できること。 | 170,500 円 |
|---------------|------------------------------------------------|-----------------|-----------|

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）



和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 和歌山市条例第 28 号

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例（平成元年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「得て」の次に「駐車場の全部又は一部を」を加える。

第 3 条中「駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 4 号に規定する自動車で、車長 4.95 メートル以下、車幅 1.95 メートル」を「道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車で、長さ 5.00 メートル以下、幅 2.00 メートル」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（駐車料金の納付）

第 5 条 駐車場を使用する者（第 12 条において「使用者」という。）は、自動車を出場させる際に駐車料金を納付しなければならない。

第 12 条に次の 1 項を加える。

2 駐車場内において使用者に生じた次に掲げる損害について、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

（1）天災その他不可抗力により生じた損害

（2）車両相互の接触又は衝突により生じた損害

（3）盗難等により生じた損害

（4）前 3 号に掲げるもののほか、市の責めに帰することができない事由により生じた損害

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市条例第 29 号**

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 9 条中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586, 905 円」を「609, 690 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市規則第 53 号**

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則（昭和 42 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号及び第 6 号中「500,000 円」を「1,000,000 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 6 月 27 日揭示済）

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

#### 和歌山市規則第 54 号

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成 26 年規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号（裏面）中「80 万円」を「児童福祉法施行令第 22 条第 1 項第 5 号に規定する額」に改める。

別記様式第 6 号中

|                 |  |                                     |   |
|-----------------|--|-------------------------------------|---|
| 小児慢性特定疾病<br>の名称 |  |                                     | を |
| 成長ホルモン<br>治療の有無 |  | ※「無」の場合には、成長ホルモン治療は<br>医療費助成の対象外です。 |   |

|                 |  |  |       |
|-----------------|--|--|-------|
| 小児慢性特定疾病<br>の名称 |  |  | に改める。 |
|-----------------|--|--|-------|

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第 1 号の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の別記様式第 6 号による医療受給者証は、この規則による改正後の別記様式第 6 号による医療受給者証とみなす。

（令和 7 年 6 月 30 日揭示済）

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市規則第 55 号**

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「佐藤副市長」を「鶴巻副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 6 月 30 日揭示済）

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

#### 和歌山市規則第 56 号

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則（平成 28 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|         |     |
|---------|-----|
| チューブ型包帯 | 0 年 |
|---------|-----|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市規則第 57 号**

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例施行規則（平成元年規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）

**和歌山市訓令第 7 号**

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 6 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程

和歌山市副市長事務担任規程（令和 7 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（担任意務）

第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）第 2 条第 1 項の規定により第 1 順位として定められた副市長

- （1）市民環境局に属する事務
- （2）健康局に属する事務
- （3）福祉局に属する事務
- （4）都市建設局に属する事務
- （5）企業局に属する事務（公営企業管理者の権限に属する事務を除く。）
- （6）消防局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）

市長の職務を代理する者の順序を定める規則第 2 条第 1 項の規定により第 2 順位として定められた副市長

- （1）総務局に属する事務
- （2）危機管理局に属する事務
- （3）財政局に属する事務
- （4）産業交流局に属する事務
- （5）出納室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）
- （6）議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。）
- （7）教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
- （8）監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）
- （9）選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）
- （10）人事委員会に属する事務（人事委員会の権限に属する事務を除く。）
- （11）農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）
- （12）固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

2 市長公室に属する事務については、両副市長が担任する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 6 月 30 日揭示済）



## 和歌山市告示第 220 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成 15 年規則第 11 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 17 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 氏名    | 医療機関の名称             | 医療機関の所在地      | 診断する障害の種類              | 辞退年月日           |
|-------|---------------------|---------------|------------------------|-----------------|
| 吉川 和朗 | 日本赤十字社<br>和歌山医療センター | 和歌山市小松原通 4-22 | 腎臓機能障害、<br>ぼうこう・直腸機能障害 | 令和 7 年 3 月 31 日 |

（令和 7 年 6 月 17 日揭示済）

## 和歌山市告示第 221 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南海化学株式会社

大阪市西区南堀江 1 丁目 12 番 19 号

代表取締役社長執行役員 杉岡 伸也

## (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

南海化学株式会社 青岸工場

和歌山市湊 1342

## (3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 27 号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設

## (4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第 1 のとおり

## (5) 汚水等の処理に関する事項

新たな特定施設からの汚水は産廃処理

## (6) 排出水の汚染状態及び量

別表第 2 のとおり

## 2 縦覧の期間及び場所

## (1) 期間

令和 7 年 6 月 18 日から令和 7 年 7 月 9 日まで

## (2) 場所

和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

## 別表第 1 特定施設に関する事項

| 区分                              |                   | 新設                        |           |
|---------------------------------|-------------------|---------------------------|-----------|
| 特定施設番号及び名称                      |                   | 第 27 号ヌ 廃ガス洗浄施設           |           |
| 構造                              |                   | FRP                       |           |
| 主要寸法                            |                   | W3, 980×D2, 160×H2, 973mm |           |
| 能力                              |                   | 3,300 m <sup>3</sup> /h   |           |
| 1 日当たりの使用時間                     |                   | 8 時間                      |           |
| 使用の季節的変動の有無                     |                   | なし                        |           |
| 排出水の汚染状態                        | 項目                | 通常                        | 最大        |
|                                 | pH                | <1                        | <1        |
|                                 | COD (mg/L)        | 1                         | 1         |
|                                 | SS (mg/L)         | 1                         | 1         |
|                                 | n-ヘキサン抽出物質 (mg/L) | ND                        | ND        |
|                                 | 全窒素 (mg/L)        | 1                         | 1         |
|                                 | 全リン (mg/L)        | 1                         | 1         |
| 汚水等の 1 日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |                   | 8200 /3 年                 | 8200 /3 年 |

|    |      |
|----|------|
| 備考 | 産廃処理 |
|----|------|

別表第 2 排出水の汚染状態及び量

| 排出水の汚染状態 | 区分<br>項目                        | 既設             |       |
|----------|---------------------------------|----------------|-------|
|          |                                 | No. 1 総合排水     |       |
|          |                                 | 通常             | 最大    |
|          |                                 |                |       |
|          | pH                              | 6.7            | 8.0   |
|          | COD (mg/L)                      | 7              | 11    |
|          | SS (mg/L)                       | 7              | 15    |
|          | n-Hex (mg/L)                    | 0.2            | 0.2   |
|          | T-N (mg/L)                      | 3.3            | 5.9   |
|          | T-P (mg/L)                      | 0.72           | 1.24  |
|          | 排出水の 1 日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) | 4,437          | 4,950 |
|          | 備考                              | 設置に伴う変更はありません。 |       |

(令和 7 年 6 月 18 日揭示済)

## 和歌山市告示第 222 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所               | 移動し、保管した年月日                    |
|-------------------------|--------------------------------|
| J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和 7 年 6 月 2 日、同月 7 日及び同月 13 日 |
| J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和 7 年 6 月 12 日                |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域    | 令和 7 年 6 月 12 日                |

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

## 3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

|                               |        |         |
|-------------------------------|--------|---------|
| 自 転 車                         | 1 台につき | 2,500 円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1 台につき | 4,000 円 |

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 7 年 6 月 18 日揭示済)

## 和歌山市告示第 223 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所                         | 移動し、保管した年月日                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、城東公園、太田第一公園、雑賀支所 | 令和 7 年 6 月 2 日、同月 4 日、同月 5 日、同月 6 日及び同月 12 日 |

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

## 3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

|                               |        |         |
|-------------------------------|--------|---------|
| 自 転 車                         | 1 台につき | 2,500 円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1 台につき | 4,000 円 |

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 7 年 6 月 18 日揭示済)

## 和歌山市告示第 224 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和 7 年 6 月 19 日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所               | 移動し、保管した年月日                      | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|-------------------------|----------------------------------|-------------------|
| J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和 7 年 3 月 1 日及び同月 7 日           | 令和 7 年 3 月 19 日   |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域    | 令和 7 年 3 月 13 日                  | 令和 7 年 3 月 19 日   |
| 和歌山市内一円市道上              | 令和 7 年 3 月 5 日、同月 10 日、及び同月 14 日 | 令和 7 年 3 月 19 日   |

## 4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

（令和 7 年 6 月 18 日揭示済）

## 和歌山市告示第 225 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 6 月 19 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 年度      | 期別      | 種別    | 備考                               |
|---------|---------|-------|----------------------------------|
| 令和 7 年度 | 随時第 1 期 | 介護保険料 | 督促状の指定納付期限を令和 7 年 6 月 30 日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和 7 年 6 月 19 日揭示済)

## 和歌山市告示第 226 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 21 条第 2 項の規定により、定期検査の実施について次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

## 2 実施区域 和歌山市全域

## 3 実施の期日及び実施場所

| 実施日         | 場所    |                  | 時間                      |
|-------------|-------|------------------|-------------------------|
| 8 月 21 日（木） | 川永支所  | 和歌山市楠本 283       | 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで |
|             | 紀伊支所  | 和歌山市弘西 1034-1    | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで   |
| 8 月 22 日（金） | 直川支所  | 和歌山市直川 1254      | 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで |
|             | 山口支所  | 和歌山市里 146-2      | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで   |
| 8 月 27 日（水） | 西脇支所  | 和歌山市西庄 1016-90   | 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで |
|             | 加太支所  | 和歌山市加太 2692      | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで   |
| 8 月 28 日（木） | 大新連絡所 | 和歌山市新大工町 23      | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで   |
| 9 月 3 日（水）  | 雑賀支所  | 和歌山市西浜 1 丁目 4-48 | 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで |
|             | 名草支所  | 和歌山市紀三井寺 673-1   | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで   |



|             |                          |                    |                             |
|-------------|--------------------------|--------------------|-----------------------------|
| 9 月 4 日（木）  | 湊連絡所                     | 和歌山市湊 3 丁目 8－2 1   | 午前 10 時から午前 1<br>1 時 30 分まで |
|             | 松江連絡所                    | 和歌山市松江中 3 丁目 4－1 7 | 午後 1 時 30 分から午<br>後 3 時まで   |
| 9 月 5 日（金）  | 宮連絡所                     | 和歌山市太田 2 丁目 1－2 6  | 午前 10 時から午前 1<br>1 時 30 分まで |
|             | 宮前連絡所                    | 和歌山市北中島 1 丁目 7－1   | 午後 1 時 30 分から午<br>後 3 時まで   |
| 9 月 8 日（月）  | 安原支所                     | 和歌山市桑山 3 8－1       | 午前 10 時から午前 1<br>1 時 30 分まで |
|             | 岡崎支所                     | 和歌山市森小手穂 1 2 6 2－1 | 午後 1 時 30 分から午<br>後 3 時まで   |
| 9 月 9 日（火）  | 東山東支所                    | 和歌山市山東中 5 1        | 午前 10 時から午前 1<br>1 時 30 分まで |
|             | 西山東支所                    | 和歌山市吉礼 3 4 2－2     | 午後 1 時 30 分から午<br>後 3 時まで   |
| 9 月 10 日（水） | 木本連絡所                    | 和歌山市木ノ本 1 2 7－2    | 午前 10 時から午前 1<br>1 時 30 分まで |
|             | 野崎連絡所                    | 和歌山市野崎 1 9 4－1     | 午後 1 時 30 分から午<br>後 3 時まで   |
| 9 月 11 日（木） | 活々料理館<br>（雑賀崎シーパ<br>ーク内） | 和歌山市田野 1 0 1－3     | 午前 10 時から午前 1<br>1 時 30 分まで |
| 9 月 12 日（金） | 三田連絡所                    | 和歌山市坂田 2 8 6       | 午前 10 時から午前 1<br>1 時 30 分まで |
| 9 月 16 日（火） | 貴志連絡所                    | 和歌山市向 8 8－1        | 午前 10 時から午前 1<br>1 時 30 分まで |
|             | 有功支所                     | 和歌山市園部 1 4 5 6－1   | 午後 1 時 30 分から午<br>後 3 時まで   |

|              |        |                     |                        |
|--------------|--------|---------------------|------------------------|
| 9 月 17 日（水）  | 高松連絡所  | 和歌山市東高松 2 丁目 4－4 6  | 午前 10 時から午前 1 時 30 分まで |
|              | 今福連絡所  | 和歌山市今福 2 丁目 2－8 8   | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで  |
| 9 月 18 日（木）  | 西和佐支所  | 和歌山市栗栖 7 2          | 午前 10 時から午前 1 時 30 分まで |
|              | 四箇郷連絡所 | 和歌山市有本 186－3        | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで  |
| 9 月 19 日（金）  | 小倉支所   | 和歌山市新庄 45－2         | 午前 10 時から午前 1 時 30 分まで |
|              | 和佐支所   | 和歌山市井ノ口 255－1       | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで  |
| 10 月 7 日（火）  | 新南連絡所  | 和歌山市木広町 4 丁目 2 3    | 午前 10 時から午前 1 時 30 分まで |
|              | 和歌浦支所  | 和歌山市和歌浦西 2 丁目 1－1 9 | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで  |
| 10 月 8 日（水）  | 本町連絡所  | 和歌山市北桶屋町 7          | 午前 10 時から<br>正午まで      |
|              | 楠見連絡所  | 和歌山市楠見中 98－7        | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで  |
| 10 月 9 日（木）  | 芦原連絡所  | 和歌山市雄松町 4 丁目 18－2   | 午前 10 時から午前 1 時 30 分まで |
|              | 吹上連絡所  | 和歌山市堀止東 1 丁目 6－1 7  | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで  |
| 10 月 10 日（金） | 中之島連絡所 | 和歌山市中之島 149 5       | 午前 10 時から午前 1 時 30 分まで |
|              | 広瀬連絡所  | 和歌山市広瀬中ノ丁 1 丁目 1 6  | 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで  |
| 10 月 15 日（   | 宮北連絡所  | 和歌山市黒田 205－2        | 午前 10 時から午前 1          |

|              |       |                  |                              |
|--------------|-------|------------------|------------------------------|
| 水)           |       |                  | 1 時 3 0 分まで                  |
|              | 城北連絡所 | 和歌山市西鍛冶屋町 7      | 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで |
| 10 月 17 日（金） | 砂山連絡所 | 和歌山市砂山南 2 丁目 1－4 | 午前 10 時から午前 1 時 3 0 分まで      |
|              | 雄湊連絡所 | 和歌山市伝法橋南ノ丁 16    | 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで       |

備考 10 t 以上の大型計量器等、計量器設置場所で検査を行うもの等は別途日程等の調整が必要となりますので、検査対象から除外します。

（令和 7 年 6 月 20 日揭示済）

**和歌山市告示第 227 号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 6 月 23 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 年度      | 種別         | 備考                        |
|---------|------------|---------------------------|
| 令和 6 年度 | 後期高齢者医療保険料 | 納期は、令和 7 年 7 月 10 日に変更する。 |

（別紙省略）

（令和 7 年 6 月 23 日揭示済）

**和歌山市告示第 228 号**

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 6 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（別紙省略）

（令和 7 年 6 月 30 日揭示済）

和歌山市告示第 2 2 9 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 年 度     | 種 別          | 備 考                       |
|---------|--------------|---------------------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料納入通知書 | 納期は、令和 7 年 7 月 2 4 日に変更する |
| 令和 7 年度 | 国民健康保険料納入通知書 | 納期は、令和 7 年 7 月 2 4 日に変更する |
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料更生通知書 | 納期は、令和 7 年 7 月 2 4 日に変更する |

(別紙省略)

(令和 7 年 6 月 3 0 日揭示済)

## 和歌山市告示第 230 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 整理番号  | 路線名    | 区域変更の区間                                         | 旧<br>新<br>別 | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m)          |
|-------|--------|-------------------------------------------------|-------------|-----------|--------------------|
| 28-11 | 本渡小瀬田線 | 和歌山市冬野 1542 番 1 2 地先<br>～<br>和歌山市冬野 1542 番 2 地先 | 旧           | 29.80     | 3.70<br>～<br>4.00  |
|       |        |                                                 | 新           | 29.80     | 4.00<br>～<br>10.70 |

(令和 7 年 6 月 30 日揭示済)

**和歌山市告示第 231 号**

令和 7 年 6 月 30 日市議会定例会において議決された令和 7 年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、別添のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）



和歌山市告示第 232 号

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成 11 年規則第 36 号）第 23 条の規定により次のとおり補助基準額を告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

補助基準額は、次の表の検査区分欄に掲げる区分に応じ、同表の基準単価欄に定める額とする。

| 検査区分 |      | 基準単価  |
|------|------|-------|
| 初回検査 | 間接撮影 | 506 円 |

(令和 7 年 7 月 1 日揭示済)

## 和歌山市告示第 2 3 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 事業所番号                  | 事業所の名称 | 事業所の所在地                          | 指定に係る種類                   | 利用定員  |
|------------------------|--------|----------------------------------|---------------------------|-------|
| 3 0 5 0 1 0<br>1 4 9 6 | あしたデイズ | 和歌山市東蔵前<br>丁 4 ファース<br>トビル 4 0 2 | 児童発達支援・放<br>課後等デイサービ<br>ス | 1 0 人 |

| 事業者の名称       | 事業者の主たる事務所の所在地                | 指定年月日          | 指定の有効期限               |
|--------------|-------------------------------|----------------|-----------------------|
| 太陽商事株式<br>会社 | 神奈川県川崎市桜本 1 丁目 1 6 番<br>2 8 号 | 令和 7 年 7 月 1 日 | 令和 1 3 年 6 月 3<br>0 日 |

| 事業所番号                  | 事業所の名称      | 事業所の所在地             | 指定に係る種類                   | 利用定員  |
|------------------------|-------------|---------------------|---------------------------|-------|
| 3 0 5 0 1 0<br>1 4 8 8 | はぐみ大谷教<br>室 | 和歌山市大谷 2<br>2 9 - 2 | 児童発達支援・放<br>課後等デイサービ<br>ス | 1 0 人 |

| 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地      | 指定年月日          | 指定の有効期限               |
|--------|---------------------|----------------|-----------------------|
| 株式会社亀甲 | 和歌山市木ノ本 1 1 1 2 - 1 | 令和 7 年 7 月 1 日 | 令和 1 3 年 6 月 3<br>0 日 |

(令和 7 年 7 月 1 日 掲 示 済)

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和 7 年 6 月 20 日に変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（令和 7 年 6 月 20 日掲示済）

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 23 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                                                      | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 和歌山市森小手穂字森 1237 番、1238 番 1、<br>1245 番、1246 番、1250 番、1251 番、<br>西字森 695 番、696 番、698 番、水路 | 和歌山市太田一丁目 9 番 18 号<br>株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示 |

（令和 7 年 6 月 23 日揭示済）

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 23 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                                                                                                                                                                                          | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 和歌山市栗栖字碓合 964 番 1、965 番 1、<br>965 番 3、965 番 4、966 番 1、981<br>番、981 番 2、981 番 3、982 番 1、9<br>82 番 2、982 番 3、982 番 6、982 番<br>7、982 番 8、985 番 1、985 番 4、9<br>91 番 1、991 番 4、1000 番 1、100<br>0 番 3、出島字大窪 293 番、294 番<br>(1 工区) | 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 1590 番地<br>株式会社 EGH<br>代表取締役 米原まき |

(令和 7 年 6 月 23 日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                                                                                                                               | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 和歌山市新庄字大道端 475 番 1、475 番 2、475 番 3、475 番 4、475 番 5、475 番 6、475 番 7、475 番 8、475 番 9、477 番 1、477 番 2、477 番 3、481 番 10、481 番 11、481 番 12、482 番 3、482 番 4、482 番 5、水路 | 和歌山市東田中 47 番地 1<br>株式会社プロシード<br>代表取締役 南 かほり |

（令和 7 年 6 月 30 日揭示済）

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                                                               | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 和歌山市坂田字瓜野 160 番 1、160 番 2、<br>161 番 5、162 番、163 番、164 番、<br>165 番、167 番 6、169 番、169 番<br>1、170 番 | 和歌山市狐島 508 番地<br>三幸建設株式会社 代表取締役 島本義久 |

（令和 7 年 6 月 30 日揭示済）

## 和歌山市選挙管理委員会告示第 31 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 23 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 6 月 26 日（木）午前 10 時 00 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 36 番地  
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - （1）選挙人名簿から抹消するについて
  - （2）和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程について
  - （3）在外選挙人名簿に登録するについて
  - （4）参議院議員通常選挙における投票所入場券の様式を定めるについて
  - （5）参議院議員通常選挙における登録の移替えをしない期間を定めるについて
  - （6）参議院議員通常選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
  - （7）参議院議員通常選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を定めるについて
  - （8）参議院議員通常選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所の開始時刻の繰下げについて
  - （9）参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を定めるについて
  - （10）委員長専決処分について
  - （11）参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
  - （12）参議院議員通常選挙における投票所を定めるについて
  - （13）参議院議員通常選挙における投票所閉鎖時刻の繰上げについて
  - （14）参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時について
  - （15）参議院議員通常選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
  - （16）参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
  - （17）参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について
  - （18）参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
  - （19）参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
  - （20）参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
  - （21）参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について
  - （22）参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

（令和 7 年 6 月 23 日掲示済）



**和歌山市選挙管理委員会告示第 32 号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 26 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 7 月 2 日（水）午前 10 時 00 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 36 番地  
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - （1） 選挙人名簿に登録するについて
  - （2） 直接請求に必要な選挙人の数について
  - （3） 選挙人名簿から抹消するについて

（令和 7 年 6 月 26 日揭示済）

**和歌山市選挙管理委員会告示第 33 号**

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和 7 年 6 月 26 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

- 1 設置箇所数     590 箇所
- 2 設置場所       別紙のとおり  
(別紙省略)

(令和 7 年 6 月 26 日掲示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第 3 4 号**

令和 7 年 7 月 2 0 日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 6 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

(別紙省略)

(令和 7 年 6 月 2 6 日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第 35 号**

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における第 6 5 投票区及び第 9 3 投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和 7 年 6 月 26 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

- |   |      |                      |
|---|------|----------------------|
| 1 | 投票所名 | 第 6 5 投票区 加太地区会館大川分館 |
|   |      | 第 9 3 投票区 滝畑地区公民館    |
| 2 | 閉鎖時刻 | 午後 6 時 00 分          |

（令和 7 年 6 月 26 日揭示済）

## 和歌山市選挙管理委員会告示第 36 号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 7 年 6 月 26 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

| 開票区  | 開票管理者                  |        | 同職務代理者                  |        |
|------|------------------------|--------|-------------------------|--------|
|      | 住 所                    | 氏 名    | 住 所                     | 氏 名    |
| 和歌山市 | 和歌山市湊<br>5 丁目 1 番 35 号 | (登載省略) | 和歌山市宇須<br>1 丁目 1 番 14 号 | (登載省略) |

(令和 7 年 6 月 26 日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第 37 号**

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 7 年 6 月 26 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 7 年 6 月 26 日揭示済）

**和歌山市選挙管理委員会告示第 3 8 号**

令和 7 年 7 月 2 0 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

(別表省略)

(令和 7 年 6 月 2 6 日揭示済)

## 和歌山市選挙管理委員会告示第 39 号

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成 6 年選挙管理委員会告示第 81 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原 秀明

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成 6 年選挙管理委員会告示第 81 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 14 号中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

別記様式第 15 号中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に改める。

別記様式第 16 号中「口座名、口座番号及び口座名義人」を「口座名及び口座番号」に、

「

|       |  |
|-------|--|
| ふりがな  |  |
| 口座名   |  |
| 口座名義人 |  |

」を「

|      |  |
|------|--|
| ふりがな |  |
| 口座名  |  |

」に改める。

別記様式第 17 号中「口座名、口座番号及び口座名義人」を「口座名及び口座番号」に、

「

|       |  |
|-------|--|
| ふりがな  |  |
| 口座名   |  |
| 口座名義人 |  |

」を「

|      |  |
|------|--|
| ふりがな |  |
| 口座名  |  |

」に改め、

同様式別紙中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

別記様式第 18 号中「口座名、口座番号及び口座名義人」を「口座名及び口座番号」に、

「

|       |  |
|-------|--|
| ふりがな  |  |
| 口座名   |  |
| 口座名義人 |  |

」を「

|      |  |
|------|--|
| ふりがな |  |
| 口座名  |  |

」に改め、

同様式別紙中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に改める。

## 附 則

- この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程による改正後の和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の規定は、この規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済）



【 正 誤 】

令和 7 年 4 月 1 日付け和歌山市公報第 1 7 9 6 号正誤表

| ページ | 行        | 誤                                                | 正                                             |
|-----|----------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 4 0 | 上から 2 行目 | 地方自治法施行令（昭和 2 2 年<br>政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1<br>項 | 地方自治法（昭和 2 2 年法律第<br>6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項 |